

発刊のご挨拶

「歴史の真実を求める世界連合会」 会長 加瀬英明

世界における日本に対する誤解を除き、特にカリフォルニア州グレンデール市に設置された慰安婦像の撤去を実現するために、目良浩一先生を中心に、同志とともに奮闘してきたが、日本の名誉と尊厳を問う、重要な戦いである。

昨年十二月に日本政府は韓国と慰安婦問題について合意を行ったが、元慰安婦の「名誉と尊厳」を回復する事業への資金として、十億円を政府予算から拠出することを約束した。

だが、日本の名誉と尊厳を守るほうが、極めて大切なことではないだろうか。

いま、グレンデール市の慰安婦像を嚆矢として、日本誹謗の記念碑がアメリカ だけではなく、オーストラリア、ヨーロッパにひろがろうとしている。

アメリカにおける戦いととも、日本国内で河野洋平官房長官談話の撤回を求めて、河野元長官の国会喚問を実現するために、「慰安婦の真実」国民運動としては、全国に呼び掛けて署名運動を展開する準備を進めている。

力を合わせて、日本の明日を切り拓こう。

「歴史の真実を求める世界連合会」の設立と現況

目良浩一

はじめに

2013年の7月9日に、カリフォルニア州のグレンデール市で、慰安婦の像を公園に設置する決議が市議会で行われた時に、市議会議場に反対のために集まった80人余の日本人の頭の中に何らかの組織が必要であると感じられたと思われる。会合の後でレストランに集まった25人位の人で、何らかの組織を作ることが相談された。此の必要性は、7月30日に、実際に慰安婦像がセントラルパークに設置されると更に強化された。

しかし、このような一つのアメリカの市の不当な行為に対して、どのような行動をするかについては、色々な異なった考えがあった。当時、米国の東海岸ではすでにいくつかの慰安婦の記念碑が建てられていた。韓国系の団体が、推進して、市の議会が承認したのである。彼らは、日本の軍隊が、朝鮮半島の女性を強制連行して、軍人のための性奴隷にしたと唱えて、女性の人権擁護のために、記念碑が必要であると主張している。ニュージャージー州のパリセードパークの場合には、日本の国会議員が訪問して、慰安婦像の設置の不当性を述べたのであるが、軽く追い払われたのである。彼らは、1997年のクマラスワミ報告書や、2007年の米国下院議員の決議を根拠として、正当性を主張するのである。

そこで考えたことは、法的な手段である。米国はかなりのことは訴訟に持っていかなければ解決しない国である。しかし、グレンデール市が行ったことが、どのような法律に違反するのかわかり、法律の素人には、明らかではない。そこで、そのような問題を扱った経験のある弁護士を探し出し、相談することになった。こちらから、訴因になりそうな項目を探して、列挙して、弁護士の意見を聞いたのである。そして、洗い出されたのが、市が連邦政府が単独ですべき外交問題に介入したこと、市議会の決議を経ていない碑文が像のわきに提示されていることであった。

そこで、我々の組織を「歴史の真実を求める世界連合会」とすることにして、組織づくりを始めた。まずは、米国と日本にNPO法人を作ることである。同時にそれまで協力してくれたメイヤー・ブラウン法律事務所に訴状の作成を依頼した。米国におけるNPO法人の登録は、直ちにできた。2014年2月6日のカリフォルニア州の承認が下りた。GAHT-US CORPORATIONである。日本でも殆ど同時に、始めたのであるが、紆余曲折があり、承認が下りたのは、2015年3月であった。東京都が認可した「特定非営利活動法人 歴史の真実を求める世界連合会」(GAHT-Japan)である。この二つの組織は、それぞれ独立したものであるが、協調して活動できるようになっている。

これらの組織は、グレンデール市の慰安婦像の撤去を目的とした裁判を目前の目的として作られたが、主要な目的は、第二次世界大戦における日本の果たした役割を世界の人々により正しく理解してもらい、正しい歴史認識の育成と世界の平和と安定に貢献することである。

現在の二組織の役員は以下の通りである。

GAHT-Japan 会長：加瀬英明、理事長：榊田淑郎（在米）：目良浩一、副理事長：山本優美子（在米）：水島一郎
監事：堀野浩史

GAHT-US 理事長：目良浩一、副理事長・経理：水島一郎、書記：高橋光郎

現在、ブラジルのサンパウロでも、日系人を中心として同様な組織を作るべく、2015年12月に第1回代位会の会合が持たれた。（次頁に続く）

「歴史の真実を求める世界連合会」の設立と現況 目良浩一 (前頁より続く)

活動報告

今までのGAHTの動きは、グレンデールの慰安婦像撤廃のための裁判のためにかかなりの費用と労力を割いたのは、事実であるが、更に以下のような活動を行った。

- ・日本におけるグレンデール裁判についての報告、2014年3月
- ・ジュネーブにおける国連女子差別委員会への出席、2014年7月
- ・南カリフォルニアにおける慰安婦問題についての講演会、2014年7月—ロスアンジェルス、9月—サンディゴ、12月—ロスアンジェルス
- ・高松での慰安婦問題講演会、東京での作る會主催の開戦記念講演会参加、2014年12月
- ・ブラジル・サンパウロの日系人に対するGAHT紹介の講演会、2014年10月
- ・ニューヨークの国連の女性の地位向上委員会開催に合わせた記者会見と講演会、2015年3月
- ・セントラル ワシントン大学の講演会に於いて、賛助講演、2015年4月
- ・目良の『Comfort Women Not Sex Slaves』の出版のための支援、2015年1—7月
- ・サンフランシスコ市の公聴会における意見の表明、2015年7月と9月
- ・サンフランシスコ在住日本人との慰安婦記念碑設置に関する対策協議、2015年10月
- ・ブラジル・サンパウロで、『マッカーサーの呪いから目覚めよ、日本人!』のポルトガル語版の出版記念講演会に目良が出席(私費)
- ・東京での米国における慰安婦問題対策に関するシンポジウム開催、2015年10月
- ・米国国会議員と学者に対する慰安婦関係英文図書の発送、2015年10—11月

発送図書：・Koichi Mera(2015), Comfort Women Not Sex Slaves, Xlibris

・Sonfa Oh(2015), Getting Over It: Why Korea Needs to Stop Basting Japan, Tachibana

・Sankei Shimbun(2015), History Wars: Japan-False Indictment of the Century, Sankei Shimbun

発送先：米国上下院外交関係委員会所属議員 100名

米国アジア関係歴史学者 180名

- ・2月にジュネーブで行われる、国連の人権委員会の「日本」の事情検討委員会への資料提出、2016年1月
- ・3月16日にニューヨークで行われる国連の女性の地位向上委員会のパラレルイベントの準備、2016年1—3月
- ・カリフォルニア州教育局が準備した世界史教育要領に加えられた「慰安婦」項目を削除するための運動展開、2016年1—5月

現況

現在裁判においては、連邦も州の裁判所も控訴の手続きは完了し、裁判所の開廷の発表を待つばかりになっている。時間の許す限りにおいて、米国内の配布すべき書類の準備、3月に行われるニューヨーク国連での女性の地位向上委員会のパラレルイベントの準備を進めている。そこでは、慰安婦が性奴隷ではなかったことを更に強調する予定である。

カリフォルニア州での問題点

目良浩一

サンフランシスコ市では、昨年7月21日に、市内のしかるべき市有地に、慰安婦記念碑を設置する案が市議会に提出され、その際に、GAHTから3名出席して、公聴会において反対声明を行った。その時には、決議はされなかったが、9月17日に小委員会に提出された。その際も、GAHTは、反対声明をしたが、可決され、翌週には、本会議で可決された。現在、市が具体案を作る委員会を設置して、最終計画を作成中である。この場合の、特徴は、中国系の抗日連合会が主導権を取っていることであり、それをKAF Cが、支援している。

さらに重要なことは、カリフォルニア州全体の教育局が、昨年11月に歴史教科の指導要領《案》を作成して、その中の世界史の部分に、「慰安婦」についての項目を加えたことである。もちろん、これは、中韓グループの運動の結果である。その案では、慰安婦は「性奴隷」で、20世紀最大の人身売買であるとされ、その人数は数十万人に足したとされている。我々は、この提案に対して、反対の運動をしている。2月末までは、教育局は、一般からの意見を受け付けるので、反対意見を送っていただきたい。詳細については、「なでしこアクション」のサイトを参照していただきたい。

GAHTの日本組織と米国組織の開設時から昨年10月末迄の収支報告を致します。下記の表をご覧ください。

NPO法人歴史の真実を求める世界連合会(日本)

活動計算書—要約

(2015年3月から2015年10月まで)

(単位:円)

項目	NPO設立から 2015年3月迄	2015年4月から 2015年10月迄
I. 経常収益		(監査前、暫定 値)
受取寄付金	77,442,930	38,750,089
その他収益	0	0
受取利子	0	921
経常収益計	77,442,930	38,751,010
II. 経常費用		
事業費		
人件費	0	0
会議費	12,960	0
広報活動費	0	5,153,252
寄付金 (GAHT-USへ)	71,333,105	33,984,000
創立費償却	309,065	0
事業費計	71,655,130	39,137,252
管理費		
人件費	0	0
通信運搬費	17,468	22,387
事務所賃借料	0	387,967
租税公課	0	384
支払報酬料	141,480	2,068,956
支払手数料	756	40,732
創立費償却	1,291,185	0
管理費計	1,450,889	2,520,426
経常費用計	73,106,019	41,657,678
経常外収益	0	0
経常外費用	0	0
税引前当期正味財産増減額	4,336,911	(2,906,668)
法人税、住民税及び事業税	0	0
当期正味財産増減額	4,336,911	(2,906,668)
前期繰越正味財産額	0	4,336,911
次期繰越正味財産額	4,336,911	1,430,243

NPO GAHT-US Corporation

活動収支計算書要約

(2014, 2015年)

(ドル表示、2015年は暫定値)

大項目	項目	2014 Jan.-Dec.		2015 Jan.-Oct.	
		金額	%	金額	%
収入	小切手による寄付金	56,959.00	8.6	4,998.00	1.2
	カードによる寄付金	0	0	55,460.00	12.9
	GAHT-Japanからの寄付金	537,373.08	91.4	370,583.03	86.0
	収入合計	594,332.08	100	431,041.03	100
支出	広告	6,740.00	1.4	4,572.84	0.5
	自動車	204.63	0.0	51.26	0.0
	銀行手数料	264.07	0.1	2,764.89	0.3
	雇用関係費	14,484.95	3.1	14,191.27	1.6
	コンピューター	184.46	0.0	0.00	0
	会議・集会	11,346.09	2.4	14,379.26	1.6
	会員費	15.90	0	170.00	0.0
	不当な支払い	0.00	0	0.00	0
	贈り物	0.00	0	417.00	0.1
	利子支払い	0.00	0	1.00	0
	弁護士費用	398,130.74	84.9	804,745.11	93.2
	事務所費用	13,602.98	2.9	9,111.60	1.0
	印刷、複写費	125.57	0.0	1,133.35	0.1
	会計処理費用	4,852.50	1.0	2,392.75	0.3
	研究費	49.95	0.0	129.45	0.0
輸送費	928.08	0.2	1,058.41	0.1	
税・免許費	850.00	0.2	85.00	0.0	
出張・交通費	16,966.50	3.6	9,086.28	1.0	
支出合計	468,776.40	100	864,289.47	100	
収支(収入—支出)		125,555.68		-433,248.44	
累計収支(赤字額)				-307,692.76	

【赤字(支出超過分)は目良浩一氏からの借入れにより充当している。】

グレンデール市慰安婦像撤去裁判の展開と見通し

目良浩一

はじめに

2013年7月30日に米国カリフォルニア州グレンデール市のセントラルパークに慰安婦の像が建立された。像は、若い女性が朝鮮半島の服を纏っているもので、隣に空席の椅子があり、そのすぐ下の土台に碑文があり、そこには1945年までの長い期間に、20万人以上の朝鮮などの女性が日本軍に強制連行されて性奴隷として虐待を受けたとして、そのようなことが再発しないことを望んで、この記念碑を建てたと記してある。その目的は女性の人権を擁護するのであるとしているが、その実際の目的は、日本国を蔑むことである。この案は、韓国系の団体(KAFC)が市の市議会議員に提案したものであり、議員の多数が賛成して、建立となったのである。

この設置案が提案された7月9日には、市議会で公聴会が開かれた。関係者が自由に意見を述べる事ができたのである。ただし、意見発表希望者が多数いたので、一人の持ち時間は、2分であった。ほぼ100人の座席のある議場は満席となり、その8割が日本人で、推進している韓国系の人意外に少ないと感じられた。その日本人のうち29名が反対意見を表明し、韓国系の賛成意見は7名でした。しかし、決議は正反対で、5名の議員のうち4名が賛成で、一人が反対でした。その反対者が、市長であったのですが、彼は拒否権をもっていませんでした。

日本人の反対の理由は色々ありました。異文化の人々が集まっているアメリカで、特定の民族を非難することはコミュニティの調和を崩す、韓国系の唱えている慰安婦に関する説は、歴史的な事実と反する、一つの市がこのような国際的な問題に意見を表明するのは、問題である、日本の名誉を傷つけることはするべきではない、などでした。

我々としては、この慰安婦像は撤去されなければならないと確信したが、その理由は以下の通りである。この碑は明らかに捏造された歴史観に依存するもので、このような記念碑が設置されれば、米国内の他の都市にもこのような慰安婦像が設置されて、米国人は日本人が極めて残忍な性格を持っているという認識が広まる。そして、それが全世界に広がる可能性があり、そうすればその見解は数世紀に亘り残るであろう。それでは、我々の子孫は、「君たちは残忍な人たちの子孫だ」とする汚名を負って生まれることになる。このようなことは許せない。何としても、我々の世代でこのような世紀の汚名は漕がなくてはならないという信念です。

それまでに慰安婦の記念碑は米国のいくつかの都市に作られていましたが、韓国ソウル市の日本大使館の向かいに設置されたものと同じ少女の像が建てられたのは、初めてでした。そこで日本から新聞・雑誌の記者や地方公共団体の議員などが来訪して、グレンデール市の関係者に会い、見解を聞いたり、撤去を求めたりしました。また、撤去を求める署名運動も行われましたが、効果はありませんでした。そこで、我々が考えたのが、裁判を起こすことです。

訴因

裁判を起こすには、訴因が必要です。第一に考えられたのは、日本人に対する名誉毀損でした。しかし、弁護士は、日本人と称する漠然とした集団では訴訟は出来ないと答えました。他に、学校に行っている子供がいじめられたとか、そのために反日感情が強くなり住居を移転しなければならなかった等も考えましたが、具体例を探し出すことが困難でした。

そこで、残ったのが市の越権行為と碑文の未承認です。越権とは、外交問題は、米国では連邦政府が扱うものとされていて、州や地方公共団体が関与すべきものではないと決められているので、日韓関係の問題である慰安婦問題に市が関与するのは、米国憲法に違反するとするものです。記念碑に書かれている文章は、日本政府を直接に非難しているものですが、慰安婦像の設置が承認された市議会では、この文面は提出されていなく、設置されるまで全く公表されなかったため、市の承認手続きに瑕疵があったとするものです。

連邦裁判所への提訴

2013年末から米国における著名弁護士事務所、メイヤー・ブラウン社の弁護士に依頼して訴状を作成してもらいました。この訴状は連邦政府の権限に関する事象が含まれているので、連邦裁判所に提出することを担当弁護士は提案しました。そして、訴状が提出されたのが、2014年2月20日でした。その前に非営利法人GAHT-US Corporationを立ち上げて、州政府に登録しました。直ちにホームページを通じて、訴訟を発表し、記者会見も行いました。日本における反響は目覚ましいものでした。日本の人が、米国における韓国系の人たちの毎日運動とアメリカにおける慰安婦像の設置をいかに深く憤慨していたかが、明らかになりました。日本の銀行に開設した口座に、多数の方々が寄付金を振り込んで下さいました。訴訟の発表から一ヶ月以内に4千300万円を超える金額が入金されました。

この提訴に対してグレンデール市は、真っ向から反発をすることを決めました。彼らは、やはり著名弁護士事務所のシドリー・オースティン社に弁護を依頼し、同社は、この訴訟は言論の自由を束縛するものであるとの解釈をし、報酬なしで、市のために弁護をすることになりました。(報酬なしとは、Pro Bonoと言いますが、大弁護士事務所は、公益と考えられる訴訟に対して、新人研修などを兼ねてそのようなことを行うことがある)ここで注目すべきことは、訴訟を提出して間もなくの4月13日の経済雑誌、フォーブスに、イーモン・フィングルトンと称する日本経済の専門家が、メイヤー・ブラウン社は、金のためならどんな案件でも取り上げる最低な弁護士事務所だとする文章を掲載しました。それが、メイヤー・ブラウン社の本社が注目するところとなり、18日には、本社の幹部がロスに来て、当社をこの件から降ろしてくれと懇願しました。(次頁に続く)

グレンデール市慰安婦像撤去裁判の展開と見通し (前頁より続く)

これは明らかに、シリコンバレー地域に影響力を持つ抗日連合会の影響であると理解しました。

このようになっては、そこに頼ることは出来ないと判断して、それまでの支払いを返済し、次の弁護士が見つかるまでは、仕事を無償で続けるという条件で、承諾しました。

次に起こったのは、慰安婦像を推進してきたKAF C (コリアン・アメリカン・フォーラム・オブ・カリフォルニア) が、裁判所に参考資料として多数の慰安婦に関する資料を提出してきました。それらの資料は、日本の軍隊が多数の朝鮮半島の女性を連行して、彼らの性欲のはけ口として、極めて残酷に扱ったとするもので、韓国側の慰安婦説を支援するものではありませんが、我々の問題としている市の越権行為とは全く関係のないものです。そして、6月の初めには、今度は、中国系の抗日連合会 (グローバル・アライアンス・フォア・プリザービング・ザ・ヒストリー・オブ・WW I I ・イン・エイシャ) が同様な資料を裁判所に提出してきました。それまで、抗日連合会は、我々とは全く接触のなかった団体です。この中国系の団体が、我々に正式に挑戦してきたのです。しかし、内容は、日本軍の悪事を羅列したもので、訴訟内容には、全く関係のないものです。もう一つの注目すべき事象は、日系弁護士協会 (JABA) が、韓国系弁護士協会 (KABA) と協調して、この裁判に対して否定的な見解を表明したことです。日系3世や4世の方たちは、日本の歴史を良く知らないためであろうと思います。

そして、2014年8月4日には、全く開廷もしなかった判事のパーシー・アンダーソン氏が突然判決を伝えてきました。それは、原告が、市の慰安婦像の撤去を要求する資格 (Standing) が無いとするものです。第二の訴因については、それは連邦裁判所が管轄する案件ではないので、州の裁判所へ提出することを勧告していました。ただ、救われたことは、この判事は、KAF C や抗日連合会の提出した書類は、この訴訟には関係ないとして却下したことです。

この判決をその分野の専門家と共に検討しました。資格が無いとする判断は、それと類似した訴訟の判例からして、判事の法的な解釈の誤りである可能性が高いという結論になりました。アンダーソン判事の誤謬は、フォーブスなどの記事が示すように、慰安婦に関する日本政府の役割を擁護することが、米国社会で反社会的なことであるという認識があるための誤謬であろうと理解しました。すなわち、米国内の慰安婦に関する認識を糺すところから始める必要がありそうであると悟ったのです。そこで、控訴することにしました。連邦裁判所の高等裁判所、ここカリフォルニアでは第九サーキット・コートに控訴することです。そこでは、三人の判事が協議をして、判決を出しますので、より適切な判断が出されることが期待されます。そして、そこでは、市が越権行為をしたと主張して、撤去を求めるのです。

この時期には、担当弁護士が確定していなかったために、多少時間がかかりました。9月3日には、一応、控訴状を提出しました。しかし、二週間後に、その修正版を出しました。しかし、10月には、著名なマックスウェル・ブリーチャー弁護士事務所の支援を得て、強力な3名の弁護士と一人の大学教授 (憲法学専攻) のチームを作成することができ、裁判所から再修正の許可を取り、翌年の3月13日に、再修正をした控訴状を提出しました。その議論の中心は、アンダーソン判事の原告の資格に関する判決が、それまでの判例に照らして、誤りであることを力説したものです。それに対して、グレンデール市側は、原告が資格を持たないことを強調し、更に地方自治体が外交的な問題について、強制力を持たない意思表示をすることは、連邦政府の権限を侵害することにはならないと主張するもので、5月13日に提出されました。それに対して、わが方は、5月27日に、市側の反論の根拠が薄弱であるとした反論を提出しました。この過程で感じた一つの問題点は、慰安婦像に対する日本政府の見解を示す書簡を総領事館に要請したのですが、同意が得られなかったことです。内閣官房や外務省などは好意的に対応しているのですが、書類にするのは支障があるとのことでした。

現在では、第九サーキット・コートからの開廷の通知を待っているところです。この法廷は多忙ですが、近い内に通知があると思います。

カリフォルニア州の裁判所への提訴

州の裁判所へ提訴するきっかけは、アンダーソン判事が、慰安婦像に付随している碑文上の文面が市議会で承認されていないという市議会内の手続き問題は、州の裁判所へ提出すべきだと判決で述べたことです。しかし、弁護士と相談するうちに、市の越権行為も含めることができる事、更に、市が特定のグループ (日本人や日系人) に対して平等な扱いをしなかったことも含めて訴状を用意することにしました。加えて、原告にロスに居住する人を加えた。此のことによって、この訴訟は、連邦裁判所に提出した訴訟とは、異なるものであると主張できるのである。この訴状は、2014年9月3日に州の裁判所に提出された。

この訴状に対して、グレンデール市側は、この訴訟は州法で定められている濫訴防止のためのアンタイ・スラップ動議を持ち出してきた。この法律は、名誉棄損などで個人が気軽に組織などを訴えて、経済的な負担をかけることを防止するために設けられたものですが、公共の利益のために行う訴訟には適用されないなどの例外が設けられています。しかし、グレンデール市側は、この動議で対抗してきました。

2015年2月23日に、リンフィールド判事の下で、公判が開かれました。この判事は、公判の直前に予備的な判決文を原告と被告に送付する習慣があります。その予備的な判決文は、以下の文章で始まります。

「日本政府が、第二次世界大戦中及びそれ以前に慰安婦に対して残忍な犯罪を犯したことに關しては、その正当性を疑う余地は無い。米国の下院もそれを認知しているし、日本政府自体もそれを認めている。」(次頁に続く)

グレンデール市慰安婦像撤去裁判の展開と見通し (前頁より続く)

このような記述には大きな問題があります。第一に、我々が訴えていることは、連邦政府が独占的に行うべき外交問題に市が関与することは、米国の憲法に違反するとして、訴訟をしているので、慰安婦に関する日本政府の犯罪性は全く関係の無いことなので、そのような見解が判決文に入ってくること自体が不当であります。更に、そのような見解からして、悪人を助けようとしているものは、悪人に決まっているという意識で、この訴訟を見ていることです。法廷では、我々の弁護士は、厳しく判事に迫りました。しかし、判事は、例外中の例外のケースに当たるとして、事前に用意した判決を再確認しました。グレンデール側の動議を認めたのです。

アンタイ・スラップ動議が認められますと、敗訴した方は、勝訴した方に訴訟に必要とした費用を支払う義務が発生します。支払い費用の確定のための裁判が8月25日に開かれ、原告がグレンデール側に15万ドル余の弁護士費用とその日から支払日までの利子を支払うことが、言い渡され、9月16日に必要額全額が支払われた。支払い総額は、\$150,992.34であった。

しかし、この裁判には、大きな問題がある。判事の偏見です。この偏見は、公判前の予備的な判決文に明確に示されたのですが、裁判中にも、発言の中で、このような反社会的な連中は相手にできないというような態度が間々見られました。更に、リンフィールド判事は、禁止されていることを行いました。判事は、原告と被告が提出する情報だけを基にして、判断すべきなのですが、彼は、自ら慰安婦像のある現場に赴き、写真を撮影し、それを公判中に提示しました。韓国系団体の誘いに応じた行動のようです。そこで、我々は、控訴することを決めました。この控訴状には、判事の偏向に対する抗議も含まれ、アンタイ・スラップの判定にも厳しい反論を展開しています。この控訴状は、2015年10月26日に州の高等裁判所に提出された。

高等裁判所では、第一審と異なり、3人の判事が判断を下すので、より公正な判断が下されると考えられる。そして、若し高等裁判所が、第一審の審を要求するとすれば、我々は、リンフィールド判事を拒否する権利があるので、別の判事を要求することにします。若し、アンタイ・スラップ動議が覆されれば、支払った費用は返却されることとなります。しかし、より重要なことは、裁判で勝利を得ること、その目的に向かって、我々は、最善の努力をしています。昨年10月に提出された控訴状に対するグレンデール側からの反論は、2016年1月25日に提出された。我々はそれに対して4月14日までに、再反論を提出します。第二審の開廷は、2016年の後半になると予想されます。

(以上)

支援者からのお手紙 (紙面の都合で一部ですが、紹介させていただきます)

GAHT-US Corporation 御中

ほんのわずかですが、訴訟への協力をしたいと思い、小切手を送ります。

実家でも、中国企業との土地問題で、弁護士を雇っておりまして、そちらでの費用がありへそくりなのですが、こんかいは、これで精一杯です。実家の土地問題を取材してくださった、保守ジャーナリストも、中国企業から名誉棄損で訴えられている状況で、こちらへの援助もあり、近隣国との反日活動は、目に余るものがあります。

北ヴァージニアざいじゅうですが、かんこくじんは非常に多く、日本食品店はつぶれ、生粋日本レストランが、韓国系に買収されましたし、邦人ママたちは、韓国系マートでお買い物で、お金を落としています。幼稚園でも二か国語としてハングル語が取り入れられましたし、図書館には、大きなハングルコーナーがあり、韓国人は、自分で本を購入せずに、図書館に、注文させて本を借りて読んでいるような状況です。今日のラジオニュースでは、ヴァージニア州知事が移民の大学を設置することに意欲を示していて、これから一年は、そのことに掛かりっきりになるだろうと報道していました。

訴訟を決断していただいたこと、たいへん感謝申し上げます。日本人、日系人の将来に直結している訴訟ですので、応援しています。こんごも、ネットや様々な方法で、拡散援助応援を協力致しますので、頑張ってください。

2014年2月 北ヴァージニア在住 米人と結婚した日本女性から

勝利をいのっております

2014年3月 サンフランシスコ在住日本夫人から

前略

一度にたくさんのお金は送れませんが、私たちにほんじんの誇りにかけて応援させていただきたいです。時間がかかると思いますので、これで終わりではなく、今後も金額の多少にかかわらず、送り続けたいと思っています。よろしく願います。

草々

2014年6月 コネティカット州在住の日本人夫妻から

ブラジル日系社会からみた”歴史の真実を求める世界連合会”(GAHT)の役割

河合英男 (サンパウロ在)

我々の国ブラジルでは、約160万人の日系人が120年間培ってきた大きな信用をもとに、あらゆる分野で確固とした政治的社会的基盤を築いています。現在は5世の日系人が誕生していますが、いずれも我々のルーツである日本に大きな関心と愛着を持っています。又慰安婦問題など不当な非難に対しては、各民族がお互いに平和に尊敬し合って生きるというブラジル国の真髄に反するという観点からも、断固として反対する立場をとらざるを得ません。

慰安婦や戦後日本の政治政策の問題などをより良く理解するため、2014年10月、更には2015年9月、サンパウロに目良浩一教授をお招きし、ニッケイ新聞やニッケイ団体の支援のもと、実に多くの日系人やブラジル人の参加者を前に講演して頂きました。又目良氏の戦後レジームに関する本のポ語訳も出版されました。

現在、GAHTはアメリカでの慰安婦問題を即刻終結させる対策として、慰安婦像の撤去を求めてアメリカ裁判所に訴訟を起こしている事が報告されています。金銭的にも法律的にも非常に困難な作業ですが、もし最終的な裁判結果で慰安婦像の撤去の判決が得られれば、この問題の解決に大きな前進になる事は間違ありません。

それと同時に、アメリカのシンクタンク、ニッケイ団体、ミチア、政府関連機関、国際人権機関などとの接触と啓蒙活動なども推進されることを期待したいと存じます。これら広範囲な活動を支える為には、やはり中国や韓国の団体のように、日本政府からの財政援助が望まれます。

最後に、我々ブラジルのニッケイ社会も慰安婦問題の推移とGAHT活動に大きな関心を持っており、ニッケイ新聞社を始め、ブラジルニッケイ協会、ブラジルパンアメリカン協会、ブラジル日本会議及びブラジル日本研究者協会、それに多くの一般のブラジル日系市民が直接、間接的にGAHTの活動の支援を表明している事を明記したいと存じます。

国際問題に関する国連の役割

目良浩一

今まで日本人は、ややもすると国連は、神聖なところで、国連の決定には従わなければならないという考えが強かった。今でもそのような考えは強く残っているようであるが、最近のユネスコ記憶遺産に関して、中国の提出した「南京大虐殺」が認められることになって、批判的な見解が強くなってきているかもしれない。通常は、国連の決定は、実行されない決定であるために、かなりの日本人は、国連を無視してきた傾向がある。そこに目を付けたのが、左翼の運動家である。「慰安婦問題」に対して、日本政府は、それは1965年の日韓基本条約で問題は完全に解決していると主張していたので、彼らは日本を捨てて、スイスのジュネーブに行ったのである。そこをホームベースとする国連人権委員会は、彼らがNGOを大切にすることを利用して、人権委員会の委員に彼らの好む情報をせせせと供給したのである。具体的には、戸塚悦朗弁護士が中心となって、日本軍による強制連行を記述した吉田清治の『私の戦争犯罪』(1983)やそれを根拠に日本軍の責任を追及するGeorge Hicks (1994)の*The Comfort Women*などを提供して1996年の国連特別調査官のCoomaraswamyの報告書が書かれた。そこには、「性奴隷」(Sex Slaves)という言葉が使われていて、それが、国連の報告書に書かれているために、多くの人に信じられて、広く使われるようになってしまった。つまり、今では朝日新聞を含むほとんどの日本人にはフィクションであると信じられている吉田清治の著作が信じられて、それが国連によって増幅されて今日の「慰安婦問題」が起こったのである。

このような日本国や日本人に対する重大な誤解が広まるにあたって、日本政府は、何もせずに傍観していたのである。Coomaraswamy女史の報告書に対しては、外務省が反論は用意したと伝えられているが、提出しなかったので、傍観と同じである。このような事態の動きに対して、日本の保守は、ことの成り行きを理解せずに、何らの行動も起こさなかった。

「慰安婦問題」を人権委員会に任しておいてはならないと悟って、行動に移すことを考えたのは、細谷清氏と山本優美子氏であった。2014年当初のことである。そこで、グループを結成して、同年の7月に行われる日本を対象とした委員会の会議に出席することにした。合計11名の者が参加することになり、GAHTから2名が参加した。しかし、関野通夫(2015),『日本人を狂わせた洗脳工作』に詳述されている(pp. 16-20)ように、国連の事務運営に馴れない日本の保守は、ある会議からは、締め出され、発言の機会とは与えられなかった。ただ、この会議出席で得られたものは、「日本」を対象とした委員会の会議場で、委員の一人が戦時中には、日本の軍隊が女性を性奴隷にして、人権を蹂躪したと宣言した時に、日本代表の外務省職員が、直ちに、「慰安婦を性奴隷と呼ぶのは不適切である」と宣言したことである。不思議なことに、この外務省職員の回答は、国連の正式議事録に載っていない。しかし、7月17日付の産経新聞には報告されている。遂に、今年の1月18日の参議院予算委員会で、安倍晋三総理大臣と岸田文雄外務大臣がそろって「慰安婦」は「性奴隷」ではなかったと声明した。日本国内でのこのような声明は、初めてである。それに先立って、我々は初年度の経験から準備を行った。2015年3月には、ニューヨークで国連の「女性の地位委員会」の調査と講演会を行い、7月には「女子差別撤廃委員会準備委員会(プリセッション)」で前衆議院議員杉田水脈氏は、「強制連行は無かった」、山本優美子氏は「慰安婦問題は日本を非難する政治的キャンペーンに利用されている」と発言し、「慰安婦は性奴隷でない」と宣言した。

今年は、なでしこアクションが、音頭を取って、前もって国連の予定表を詳しく検討し、それに応じて、申請書などを提出してきている。その結果、人権委員会へ締め切りまでに「意見書」を数人の人が書いて提出する予定であり、3月に行われるニューヨークの国連での女性の地位委員会では、我々の方で二つのパラレルイベントを開催して、慰安婦について正しい知識を持つように人々に働きかける予定である。やっと、国連にまともに対応できる体制が整ったのである。

今後の活動予定

目良浩一

昨年(2015年)の12月28日に、日韓の外務大臣が「慰安婦問題」について、合意ができた。これは、双方の政府が、「最終的に」、「不可逆的に」慰安婦問題について互いに非難したり、批判したりしないというもので、そのために日本が韓国の慰安婦のための基金に10億円を寄贈するというものである。しかし、この合意は、韓国内の元慰安婦からも非難されているし、日本側が要請したソウルの日本大使館前の慰安婦像の撤去も、それは政府が建てたものではないという理由で、撤去されない可能性が強い。そうなれば、合意自体が危なくなる。日本側でも、日本国の責任を認めたことと、基金への寄贈に対してかなりの非難がある。河野談話を非難するどころか、それを上塗りするような合意であることから、保守の間でも、安倍支持の体制が崩れてきている。すなわち、あの合意は、アメリカで戦っている我々を後押しするものではなく、我々の活動をますます困難にしまったのである。誤った歴史を政府が認めるという、最低の贈り物であった。しかし、だからと言って、活動を停止するわけにはいかない。より大きなハンディを背負いながらも、前進する必要がある。

直前に迫っている課題は多い。以下の通りである。ジュネーブの国連で、2月から3月にかけて女子差別撤廃委員会が開かれ、その期間内に「日本」における女性の人権問題が討議される。そこで70年以上前に、日本の軍隊が利用した「慰安婦」について軍などによる強制連行があったかという質問が、委員会によって提起されているので、それに対して、NGOとして見解を発表することである。各種の文献を参照して見解は作成されて、送付された。委員会の審議結果に影響を与えるかどうかを注視する必要がある。

次は、やはり国連ですが、ニューヨークの国連本部で女性の地位向上委員会が3月に開催される時に、パラレルイベントを開くことである。これは、委員会の正式会議ではないが、正式プログラムに掲載される会合で、関係者が多数参加する。そこで、GAHTは、「誤解されている慰安婦」という題目で、委員やそのほかの関係者に対して、韓国や中国によって流布されている説の間違いを糾すために発表をする。資料は豊富にあるので、根拠のある情報をまとめて、要領よく提示することが必要である。

カリフォルニア州では、韓国系などの団体からの要請によって、高等学校の世界史の授業に「慰安婦」を入れる案が昨年末に浮上してきた。そこに、慰安婦は、「性奴隷」とされ、「強制連行され」、その数は「数十万人」に達したとされている。このような説が、教科書に書き入れられれば、州全体の若者は、それを真実だと信じて、育つのである。そして、他の州でも、それに倣って、歴史教科書を改悪する危険性がある。この1月と2月がそれに対する意見の受付期間で、5月には、公聴会が開かれる。GAHTでも意見書を出す。他の学者、教師、父母などが、意見を送るように、働きかけている。勿論、日本からの意見も重要な要素になるであろう。

サンフランシスコ市での、慰安婦碑設置の提案は、昨年9月に決定されたが、その後の動きにも注目を払っている。特に碑文内容は重要である。関係者から情報を集めて、可能な限り、影響を与えてゆくようにしていく積りである。グレンデル市の慰安婦像撤去の裁判は、まだ継続している。連邦裁判所でも、州の裁判所でも、控訴の段階に入っている。連邦裁判所の方が、やや先行しているが、結果が出るのは、晩春であろう。州の裁判の結果は年内か翌年であろう。

これらの動きと並行して、目良代表は、日本の第二次世界大戦への関与に関する英文の著書を執筆中である。これは「マッカーサーの呪いから目覚めよ、日本人!」を基に、単著としてまとめるもので、年内の出版を目指している。

そのほかに、日本の名誉を損なう事柄が、起これば、直ちに対応してゆく積りである。皆様からの、お知らせをお待ち申し上げます。

編集後記:

第一号を何とか発刊に漕ぎ着けられました。来週からは国連での活動が始まる。2月15日からジュネーブでの女子差別撤廃条約での日本政府報告書検討会が、3月14日からはニューヨークで女性の地位委員会会合が、開かれます。

慰安婦問題が日韓合意後での様に取り上げられるか注目です。(KH)

GAHTの活動を支えるために、資金的な協力を是非お願いします。

■ 日本国内銀行振込による資金の提供

銀行名: 三菱東京UFJ銀行
ミツビシトウキョウユウエフジェイギンコウ
支店名: 藤沢支店 (支店番号257)
口座番号: 0421906 普通預金口座
口座名: 歴史の真実の会 (レキシノシンジツノカイ)

ゆうちょ銀行もご利用ください。

銀行名: ゆうちょ銀行
振込口座名: 歴史の真実の会 (レキシノシンジツノカイ)
振込口座番号: 00180-0-292163

■ クレジットカードによる資金の提供をご希望の方

クレジットカードをご利用になり寄付、支援をご希望の皆様は、ウェブサイトから直接決済が可能です。

■ 米国内チェックおよび銀行振込での資金の提供

チェック宛先: GAHT-US Corporation
チェック送付先:
GAHT-US Corporation
1223 Wilshire Blvd, #613, Santa Monica, CA 90403

銀行名: UNION BANK Santa Monica Branch

口座名: **口座の情報は、メールにてお問合せください。**
口座番号:
銀行電話番号: 1-800-238-4486

*領収書につきましては、お振込の書類を代用させていただきますが、別途領収書をご希望の方は「info@gahtusa.org」までメールにてご連絡ください。

URL: <http://www.gahtjp.org>